

労働時間についての一考

厚生労働委員会 専門員

まつだ しげのり
松田 茂敬

日本人の総実労働時間は、昭和 60 年の 2,110 時間から平成 19 年の 1,850 時間へと減少した。しかし近年は、正規雇用の中で週 60 時間以上働く人の割合が増えたことと、短時間の非正規雇用者の増加により、労働時間の二極分化が指摘されている。こうした実情を踏まえ、昨年、残業の割増賃金率引上げなどを内容とする労働基準法の改正が行われた。

一方、昨秋来の景気後退により、正社員の残業時間が減少し、非正規社員などの雇用調整が本格化したため、最近では、労働時間よりも雇用確保に関心が集まっている。製造業の有効求人倍率が急激に低下する中で、サービス業、販売業等は相対的に求人数が多く、農業への人材流入も期待されているが、労働移動がスムーズに進んでいるとは言いがたい。その背景には、賃金の低さのほかに労働時間の問題もあると考えられる。

これらの業種は、正社員の場合、一般に労働時間が長く、休日も少ない。労働基準法では週 40 時間が法定労働時間となっているが、10 人未満の販売業、飲食業等はその規制が週 44 時間である。飲食業の場合、午後の一定の時間帯が勤務外とされ、その分仕事が深夜に及ぶこともあるし、外勤の営業職では、みなし労働時間制が採用され、どれだけ働いても事前に決められた時間しか勤務時間にカウントされないケースがある。農・水産業、警備業の一部は、そもそも労働時間や休日の規制の適用外である。さらに、これらの業種は土日の勤務も多い。総務省の社会生活基本調査によれば、サービス業や農林漁業の土曜の平均労働時間は 5 時間以上、日曜も 4 時間以上である。こうした状況が、若者が定着しないことの原因の一つになっていると推察される。

労働時間に関する諸問題に対処するため、第一に、現在の製造業中心の労働時間法制を見直して、産業構造の変化や生活意識の多様化に対応したものとすることが識者から主張されている。その中には、現行週 1 日（または 4 週で 4 日）の法定休日の増加や、労使協定により認められる時間外労働の見直し、裁量労働制の在り方等の問題が含まれるが、意見の対立も多い。第二に、サービス残業や名ばかり管理職の規制など、運用面での改善を進めることが不可欠である。第三に、日曜や深夜の営業をどこまで増やしていくのか、医療・福祉業などにも配慮しつつ、労働と生活の利便とのバランスについて再考する必要がある。第四に、サービス業、運輸業や、グローバル化等を背景とする各種製造業、消費期限のある食品関連の従業者など、多数の国民が土曜や日曜・祝日に働いている。こうした人々は、通常の勤務を前提とする保育などの行政サービスを享受しづらくなっている。公平の観点から、多様な働き方に配慮したきめ細かな施策が求められる。

時間は貯めることができない、逆戻しすることもできない。その意味で、個人にとってお金とは違った価値を有するものである。様々な「時間格差」を縮めていく方向での労働時間施策の検討が今後更に課題となろう。